

第5. 年金資金の管理及び運用の評価並びに運用受託機関の選定等に関する事項

1. 運用受託機関

(1) 選定基準

基金は、運用受託機関を選定する場合には、次に定める基準及び方法によるものとする。

①最低限満たすべき要件

- ア. 年金資金の管理及び運用を受託するのに必要な認可等を受けていること。
- イ. 国内外の年金運用資産残高がグループ（連結財務諸表を提出する会社並びにその子会社及び関連会社をいう。）全体で相当程度の規模であること。
- ウ. 過去5年以内に資金運用業務に関し、著しく不適当な行為をしていないこと。
- エ. 運用と併せて資産管理を行う運用受託機関にあっては、信用のある格付機関のいずれかにより BBB 格以上の格付を得ており、かつ、信用のある格付機関のいずれから BB 格以下の格付を得ていないこと。

②運用受託機関の採用

予定している運用スタイルの資金総額等を踏まえ、運用手数料の評価を含む総合評価を勘案して、運用能力が高いと判断した運用機関を採用する。

(2) 一部回収及び解約基準

①選定基準に合致しなくなった場合

運用受託機関が（1）①の要件を満たさなくなった場合は、解約する。ただし、信用のある格付機関のいずれかにより BB 格以下の格付を得た信託会社が基金の資産を確実に保全するための措置を講じた場合には、ただちに当該信託会社を解約することを要しないものとする。

②総合評価に基づく運用受託機関の見直し

ア. 定期見直し

3年毎に運用受託機関の見直しを行い、次に規定する運用受託機関以外の運用受託機関のみ運用委託を継続するものとする。

- ・総合評価で「継続困難」と判定された運用受託機関は解約する。
- ・アクティブ運用機関については、総合評価で「継続困難」と判定されない場合であっても、総合評価が同じ運用スタイルをとる運用受託機関の下位4分の1に該当し、かつ、評価期間の超過収益率が運用スタイル毎に設定する一定の水準を下回る運用受託機関から、当該運用受託機関が基金から受託している資金の2分の1に相当する額を回収する。その後1年間の運用状況を加えた総合評価が、引き続き同じ運用スタイルをとる運用受託機関の下位4分の1に該当し、かつ、評価期間の超過収益率が当該水準を下回る場合には、解約する。

イ. 定期見直し以外の年度における一部回収

アクティブ運用機関のうち、総合評価が下位4分の1に該当するもの（運用期間が3年に満たない運用受託機関を除く。）について、当該運用受託機関が基金から受託している資金の1割に相当する額を毎年度（アに規定する定期見直しに係る年度を除く。）回収する。

③運用成績が急激に悪化した場合

4四半期連続で超過収益率が運用スタイル毎に設定する一定の水準を下回る運用受託機関に対し、警告を行うものとする。警告した後も2四半期連続で当該水準を下回る場合には、当該運用受託機関が基金から受託している資金の2分の1に相当する額を回収し、当該回収後もさらに2四半期連続して当該水準を下回る場合には、解約する。

④C I Oの変更等により、運用能力に問題が生じた場合

運用受託機関のC I Oの変更等により、当該運用受託機関の運用能力に問題が生じたときは、当該運用受託機関に対し警告を行い、当該運用受託機関が基金から受託している資金の一部を回収し、又は当該運用受託機関を解約するものとする。

⑤運用ガイドライン違反の場合等

運用受託機関が基金が当該運用受託機関に示した運用ガイドラインに違反した場合等には、当該運用受託機関に対し警告を行い、当該運用受託機関が基金から受託している資金の一部を回収し、又は当該運用受託機関を解約するものとする。

⑥管理及び運用上必要がある場合

管理及び運用上必要がある場合は、運用受託機関が基金から受託している資金の一部を回収し、又は運用受託機関を解約することができるものとする。

(3) 配分基準

①パッシブ運用機関

第2の2(1)③に基づき配分すべき運用スタイルをとる運用受託機関のうち、一定のトラッキングエラーの水準の範囲内に収まっており、かつ、定性評価が一定水準以上である運用受託機関に資金を配分するものとする。ただし、パッシブ運用の割合を増加させていく期間においては、これによらずに資金を配分することができるものとする。

②アクティブ運用機関

ア. 第2の2(1)③に基づき配分すべき運用スタイルをとる運用受託機関のうち、総合評価が上位2分の1に該当する運用受託機関に総合評価に応じて資金を配分するものとする。

イ. アの規定に基づいて資金を配分した場合1ファンド当たりの配分額が100億円未満となるときは、アの規定にかかわらず、総合評価が上位4分の1に該当する運用受託機関のみに資金を配分するものとする。

(4) 合併等の場合

運用受託機関の合併等の場合には、当該運用受託機関の運用能力の評価、組織体制の変更状況等を踏まえ、当該運用受託機関が基金から受託している資金の一部を回収し、当該運用受託機関を解約し、又は当該運用受託機関に対し資金を配分することができるものとする。

2. 資産管理機関

(1) 選定基準

基金は、資産管理機関を選定する場合には、次に定める基準及び方法によるものとする。

①最低限満たすべき要件

ア. 資産管理を受託するのに必要な認可等を受けていること。

イ. 国内外の資産管理残高がグループ（連結財務諸表を提出する会社並びにその子会社及び関連会社をいう。）全体で相当程度の規模であること。

ウ. 過去5年以内に資産管理業務に関し、著しく不適当な行為をしていないこと。

エ. 信用のある格付機関のいずれかにより BBB 格以上の格付を得ており、かつ、信用のある格付機関のいずれからも BB 格以下の格付を得ていないこと。

②資産管理機関の採用

資産管理手数料の評価を含む総合評価を勘案して、資産管理を適切に行うことができるかと判断した資産管理機関を採用する。

(2) 一部回収及び解約基準

①選定基準に合致しなくなった場合

資産管理機関が（1）①の要件を満たさなくなった場合は、解約する。

②総合評価に基づく資産管理機関の見直し

1（2）②アに規定する定期見直しの際に合わせて資産管理機関の見直しを行い、総合評価で「継続困難」と判定された資産管理機関は解約し、これ以外の資産管理機関のみ継続するものとする。「継続困難」と判定された資産管理機関については、1（2）②アに規定する定期見直しの対象外の運用受託機関に係る資産管理部分についても解約するものとする。

③資産管理責任者の変更等により、資産管理能力に問題が生じた場合

資産管理機関の資産管理責任者の変更等により、当該資産管理機関の資産管理能力に問題が生じたときは、当該資産管理機関に対し警告を行い、当該資産管理機関が基金から受託している資金の一部を回収し、又は当該資産管理機関を解約するものとする。

④資産管理ガイドライン違反の場合等

資産管理機関が基金が当該資産管理機関に示した資産管理ガイドラインに違反した場合等には、当該資産管理機関に対し警告を行い、当該資産管理機関が基金から受託している資金の一部を回収し、又は当該資産管理機関を解約する

ものとする。

(3) 合併等の場合

資産管理機関の合併等の場合には、当該資産管理機関の資産管理能力の評価、組織体制の変更状況等を踏まえ、当該資産管理機関が基金から受託している資金の一部を回収し、当該資産管理機関を解約し、又は当該資産管理機関に対し資金を配分することができるものとする。

(4) 採用後の実績がない場合

(1) ②の規定に基づき採用された資産管理機関が、3年間継続して基金から資金を受託した実績がない場合には、当該資産管理機関の採用を取り消すことができるものとする。

3. 総合評価の方法

(1) 運用受託機関

運用受託機関の選定基準、一部回収及び解約基準並びに配分基準における総合評価については、以下のとおり行うものとする。

①選定基準における総合評価

運用の実績も踏まえ、以下の評価項目及び運用手数料の評価で総合評価を行う。

・投資方針

投資方針が基金の方針と合致した形で、かつ、明確にされているか。

・運用プロセス

付加価値の追求方法（パッシブ運用機関にあってはできる限りベンチマークに追随する手法。アクティブ運用機関にあっては超過収益の追求方法。）が合理的であり、有効性の証明ができているか。

・組織・人材

投資方針が組織の中で徹底されているか。意思決定の流れや責任の所在は明確か。また、経験を有するマネージャー等が十分に配置されているか。

・リスク管理

リスクの管理体制が確立されているか。とっているリスクを客観的に認識しているか。市場からの乖離度を把握しているか。

・事務処理体制

運用実績を報告する体制等が十分に整備されているか。

②一部回収及び解約基準並びに配分基準における総合評価

一部回収及び解約基準並びに配分基準における総合評価の評価項目は以下のとおり。

ア. パッシブ運用機関

・定量評価

5年間通期（運用受託機関の運用期間が5年に満たない場合にあつては、評価開始以来）の年率時間加重収益率（運用手数料控除前のものとする。）を用いて、トラッキングエラーを算出し、定量評価を行うものとする。

- ・定性評価

運用受託機関に対し直前に実施したヒアリングに基づいて、定性評価を行うものとする。定性評価の項目は、①に掲げる項目とする。

- イ. アクティブ運用機関

- ・定量評価と定性評価の比重

総合評価における定量評価と定性評価の比重は、1対1とする。

- ・定量評価

5年間通期（運用受託機関の運用期間が5年に満たない場合にあつては、評価開始以来）の年率時間加重収益率（運用手数料控除前のものとする。）を用いて、超過収益率及びインフォメーション・レシオを算出し、定量評価を行うものとする。

- ・定性評価

運用受託機関に対し直前に実施したヒアリングに基づいて、定性評価を行うものとする。定性評価の項目は、①に掲げる項目とする。

- (2) 資産管理機関

資産管理機関の選定基準及び解約基準における総合評価の評価項目は以下のとおり。なお、選定基準における総合評価は、資産管理手数料の評価を含む。

- ・組織体制

質の良い資産管理担当者を採用し、相当な規模の資産管理を行うことができる組織体制を有しているか。

- ・事務体制

基金の要望に応えられるサービスを提供し、基金特有の報告書を正確に作成する能力を有しているか。

- ・監査

内部検査及び外部監査体制は、整備されているか。

- ・資産管理システム

運用機関等との接続を含むオンラインシステム及びシステムのバックアップシステム体制が充実しているか。

- ・コーポレートアクション等への対応

コーポレートアクション等への対応は適切か。

- ・グローバルカस्टディ

グローバルカस्टディの運営、管理体制及び受渡・決済機能が充実しているか。

- ・資産移管

資産移管のプロセスは適切か、サービス内容は充実しているか。

第6 自家運用に関する事項

1. 自家運用の役割

基金は、年金資金の運用の効率化に資するため、年金資金の一部について自ら運用及び管理を行う。この運用及び管理の実施に当たっては、自家運用に係る資産自身の効率的な運用に努めるほか、必要な流動性の確保のため、自家運用は次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 財投債の管理及び運用
- (2) 国内債券の中核的なパッシブファンドの管理及び運用
- (3) 納付金等の納付等に必要な流動性の確保

2. 運用基本方針

基金は、1に定める役割を果たすために以下のファンドを設けて、自家運用するものとする。

- (1) 財投債ファンド
満期保有すべきものとされた財投債の管理及び運用を行うことを目的とし、第2の2(2)に定める方法により、管理及び運用を行う。
- (2) 国内債券パッシブファンド
国内債券の中核的なパッシブファンドとして、年金資金の運用の効率化に資することを目的とし、ベンチマークからのトラッキングエラーをできる限り低く抑えつつ、パッシブ運用を行う。
- (3) 資金管理ファンド
納付金等の納付等に必要な流動性を確保することを目的とし、安全、かつ、効率的に短期資産の運用を行うことを目的とする。

3. 取引先選定等の基準

基金は、自家運用に係る有価証券の売買の取引先としての証券会社、短期資産の運用先としての銀行及び証券会社並びに運用有価証券信託先としての信託会社(以下「取引先」という。)を選定する場合等には、次に定める基準及び方法によるものとする。

- (1) 取引先の選定
 - ①最低限満たすべき要件
 - ア. 自家運用に係る取引を行うために必要な業務の認可等を受けていること。
 - イ. 市場取引において十分な実績があること。
 - ウ. 過去5年以内に著しく不適当な行為をしていないこと。
 - エ. 短期資産の運用及び運用有価証券信託を行う取引先にあっては、信用のある格付機関のいずれかにより BBB 格以上の格付を得ており、かつ、信用のある格付機関のいずれからも BB 格以下の格付を得ていないこと。
 - ②取引先の採用
総合評価を勘案した上で、取引先を採用する。

(2) 取引先の評価

最良執行の観点から、定期的に取り先の実行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、これに基づき効果的な取引を行うものとする。

4. 遵守事項等

第3の2の規定を準用する。

5. 自家運用の評価

自家運用の評価については、運用受託機関と同様のベンチマークとの比較評価及び運用受託機関との相対評価に加え、その役割を考慮した総合的な評価を基金自ら行う。

第7. その他管理運用業務の運営に関する重要事項

1. 管理・運用体制

次に掲げる事項は、理事会において審議し、決定する。

①管理運用方針の策定、再検討及び変更

②次に掲げる事項その他の年金資金運用基金法に基づき厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

ア. 業務方法書の作成及び変更

イ. 制裁規程の作成及び変更

ウ. 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画の作成及び変更

エ. 毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

③次に掲げる管理運用業務の運営に関する重要事項

ア. 運用受託機関、資産管理機関及び自家運用に係る取引先の選定及び解約

イ. 年金資金の配分及び回収

ウ. 毎事業年度の業務概況書の作成

④その他理事会が必要と認める事項

2. 管理運用の自己評価及び記録保持

(1) 年金資金の管理運用業務を実施するに当たっては、綿密な調査及び分析に基づく合理的かつ十分な根拠をもつこととし、毎事業年度終了後、自己評価を行うものとする。

(2) (1) を裏付ける適切な記録を相当期間保持するよう努める。

3. その他

本管理運用方針は、基本方針が変更された場合のほか、毎年少なくとも1回再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(別表) 基金ポートフォリオにおける各運用対象資産に係るベンチマーク

- ・国内債券 NOMURA-BPI総合 (ボンド・パフォーマンス・インデックス)
- ・国内株式 TOPIX (配当込み)
- ・外国債券 ソロモン・スミス・バーニー世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)
- ・外国株式 モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI)・KOKUSAI (円貨換算、配当込み、GROSS)
- ・短期資産 CD3ヶ月